

◇ 貸付金利息認定基準を10%から4.5%に

Q : 会社が役員や従業員に対して、無利息や低利融資を行った場合の認定利息の基準が引き下げられたそうですが、いくらになったのでしょうか。

A : 「前年11月末の公定歩合+4%」に改正され、12年分では4.5%になります。

【解説】

国税庁は、このほど所得税基本通達の一部を改正し、役員や使用人が社内貸付けを受けた場合の利息相当額の評価について、年10%（住宅取得資金は年5%）の利率を、「前年11月末の公定歩合+4%」の利率で行うこととしました。

この取扱いは、平成12年1月1日以後に貸付けを行うものから適用されます。11年11月30日時点の公定歩合は0.5%でしたから、12年中の貸付けであれば4.5%となります。

また、役員又は使用人が会社から有利な金銭貸付けを受けた場合、原則的には徴収すべき利息相当額は本人への経済的利益として給与課税されますが、その例外規定として、①災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要するケース、②その年度における利益の合計額が年5千円以下のもの、についてはあえて課税しないこととされています。

今回の改正では、会社による借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、これにより利息を徴収している場合も例外規定に追加しています。



KIMIYO-I